

# 自治体勤務弁護士の座談会

～自治体における弁護士の仕事～



## 1 はじめに

近年、自治体においては、弁護士を任期付公務員として採用するケースが増えてきています。しかし、依然として、その職務内容や待遇が十分周知されているとは言い難く、弁護士の採用経験がない自治体も数多くあります。そのため、第二東京弁護士会の弁護士業務センターは、毎年、自治体勤務経験弁護士をパネリストとして座談会を主催しています。本年は、令和3年2月4日に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からZoomで開催し、東京都国立市に加え、遠隔地である宮城県東松島市及び鹿児島県鹿屋市の任期付公務員もパネリストに迎え、地域の特性に応じた仕事やコロナ対応における仕事等についてもお話いただきましたので、以下のとおり報告致します。

## 2 パネリスト

中澤 さゆり 弁護士

(国立市行政管理部法務担当課長(当時)、56期)

松下 昂永 弁護士

(元東松島市法務専門監、69期)

武井 慶彦 弁護士

(鹿屋市総務部総務課法制管理係、69期)

## 3 自治体勤務弁護士になった動機について

中澤 私は、大手の渉外事務所を退所後、一般民事事件を扱う事務所に勤務していましたが、自

主的に育児休業を長く取り、5年半ぐらいの間、主に在宅での仕事を中心に弁護士業をしていました。そして、育児もひと段落して事務所に戻ろうと思っていた矢先、日弁連「ひまわり求人求職ナビ」で国立市の嘱託員の募集を見つけました。当時は、まだ弁護士を募集している自治体が少なかったのですが、国立市では、税以外の債権管理を適切に行うために弁護士を募集していました。勤務時間がフルタイムではありませんでしたので、子育てとの両立もできると思い、勤務を開始したのが自治体勤務弁護士になったきっかけです。嘱託員の任期満了後は、任期付公務員条例も制定され、改めて任期付公務員(常勤)に採用していただき、仕事の内容も債権管理以外にも広がって、現在までの約9年間、任期付公務員として勤務しています。

松下 私は、弁護士登録後、大手渉外事務所勤務していましたが、事務所に入所して3年目に、東松島市の任期付公務員になりました。私は、宮城県仙台市の出身で、弁護士を志した動機の一つに、大学3年時に発生した東日本大震災の復興に関連した支援をしたいという思いがありました。しかし、実際に弁護士になってみると、日々の仕事に追われ、約2年間、震災復興の支援を全くできないという状況が続きました。国が決めている震災復興の期間が10年でしたので、「今しかない」という思いで、2019年に被災地の東松島市での勤務を決意しました。東松島市は、1年以上、任期付公務員の公募をかけていましたが、なかなか応募者が現れないと伺ったことも応募した動機の一つとなりました。

**武井** 私は、弁護士登録後、3年間、長野県佐久市の一般民事事件や刑事事件を扱う法律事務所に勤務していました。丸2年が過ぎ、今後の弁護士人生をどう歩んでいこうか考えていました。そうしたときに、自治体勤務弁護士の方から経験談を伺う機会があり、自治体での仕事に興味を持ちました。また、私は、弁護士になるまで社会人経験がなかったため、組織の中で仕事をする経験を積めたら今後の業務にも生かせるかなと考え、任期付公務員を志望しました。鹿屋市を選んだ理由は、「住んだことがないところに住んでみたい」という漠然とした思いもありましたし、前任の先生が辞めてから約1年間、後任の先生が見つからないと伺い、自分が力になればと思ったからです。

#### 4 仕事の内容について

**松下** 東松島市は、仙台市の北東に位置し、仙台市から電車で約40分の距離にある海沿いの景色が非常にきれいな街です。水産業（カキの養殖など）や農業が盛んです。他方、東日本大震災では震度6強を記録し、最も甚大な津波被害を受けた場所の1つです。私が東松島市に赴任したときは震災から約8年が経過していましたが、その頃には、徐々に震災復興関連の仕事は減っており、全体の2割程度でした。震災復興関連の仕事としては、津波被害により更地になった土地を利用した新規事業に関する契約書のチェックや事業に関連する規制の検討がありました。また、市は、津波被害で集団移転が進

んだ地域の土地を任意に買い取ることが多くありましたが、そうした土地の地下からがれきが見つかったり、その土地の上に勝手に第三者が施設を設置してしまったりした場合にどう対応したらよいかといった、土地管理等における様々な法的問題への対応がありました。残り8割は、震災復興関連以外の仕事でした。職員の方からの法律相談への回答が主な仕事でした。相談の内容としては、情報公開の開示・非開示の判断について、公務員人事について、震災で行政の責任が問われた事件について、被災に関係しない契約書のチェック等、幅広かったです。そのほかには、市が提起する訴訟についての議会説明や新規採用職員向け法務研修、個人情報保護研修、ハラスメント研修など仕事の内容は多岐にわたりました。

**武井** 鹿屋市は、鹿児島県の東部大隅半島の中心都市であり、人口約10万人（県内3番目）、職員の数は約700名です。海に面した自然豊かな温暖で過ごしやすい場所です。仕事の内容は、市の職員から、多種多様な法的な相談を受けています（月平均4、50件）。例えば、学校事故の賠償に関する相談、問題のある法人に対して監査を行う際の事実認定についての助言（不正を認定するうえでどのような資料、証拠が必要であるか）、情報公開請求に対する公文書開示の対応、各種契約書のチェックなど多岐にわたります。珍しいものとしては、行政不服審査法に基づく審査請求における審理員業務もあります。コロナ禍特有のものとしては、学校休校に伴うスクールバスの委託先への補償や指定管理



東松島市の婚姻受理証明書台紙  
（市内に基地のあるブルーインパルスがモチーフ）



鹿屋市PRキャラクター  
「かのやカンパチロウ」

者を選定している温泉施設の休業に伴う補償に関する相談がありました。

**中澤** 私は、採用された当初は、予算もあり部下もいる債権管理担当課長を務めていました。当時、国立市は、債権管理条例を制定しましたが、条例制定までの一連の業務を担当課の責任者として対応したことが印象に残っています。当時は、議会説明の手法を理解しておらず、優秀な部下に助けをもらいながら進めた思い出があります。もう1つは、法務担当課長を兼任した後に、国立市マンション訴訟（求償権訴訟）の終盤に関与しました。この事件は、最終的に、判決にしたがい、国立市が前市長に対して損害賠償金を求償したのですが、住民の皆さんにも色々な思いがある事件だったので、印象に残っています。

## 5 自治体勤務弁護士の存在意義について

**中澤** 昨今、地方分権が進んだことにより、市町村が遂行しなければならない事務が増えていきます。これに伴い、これまで都道府県に教えてもらっていたことが、市町村自ら判断しなければならないケースが増えました。他方、市町村は、定員管理が年々厳しくなり、法務部門に専門知識を持った同一の職員を長期間配置しておくことができず、法務部門のエキスパートを養成することが難しくなりました。そうした状況において、自治体勤務弁護士は、法律的な見地から政策等にアドバイスすることができるという存在意義があると感じています。顧問弁護士に相談する方法もありますが、一步進んで、自治体の中に弁護士を置くことにより、自治体内部の実情を踏まえたアドバイスが可能になり、職員の方が気軽に相談できるというメリットがあります。

## 6 就労条件について

**中澤** 勤務時間は午前8時半から午後5時15分（定時）で、コロナ禍で時差通勤制度が開始されたので、今は、午前9時から午後5時45分まで働

いています。休みは、暦どおりです。残業は、よほど急ぎの仕事がない限りしていません。年収は、条例で規定されていますが、約900万円です。ただ、一般職と異なり、手当が少ない特徴があると思います。また、任期中の昇給はありません。ライフワークバランスの観点では、どうしても休めないという日は余りないので、子育てをしながらでも仕事がしやすいと思います。

**武井** 私も、勤務時間は午前8時半から午後5時15分までで、残業は基本的にしていません。残業は、恐らく1年間に2日あるかどうかです。給与額は条例で定められていて、年収は八百数十万円です。約5万円の弁護士会費は自己負担ですが、地域的に家賃が安いので、生活に困るということは全くありません。基本的に土日を休めるので、読書等趣味の時間も十分に取ることができます。

**松下** 勤務時間はお2人とほぼ同様で、残業も2年間で「何回かあったかな」という印象です。ちなみに、そのうちの1回は、参議院選挙の開票事務で、深夜まで無効票か有効票かの審査に追われたときで特殊な日でした。年収は、武井先生同様、800万円台で、昇給は基本的にはありません。弁護士会費も自己負担でした。ただ、任期付公務員に対しては、退職金が支給されます。任期1年につき、約40万円から50万円の退職金が支給されるので、有り難いと思っています。

## 7 任期中の弁護士登録について

**中澤** 私は、弁護士会費が自己負担であり、税務署からも弁護士会費を経費計上できないと言われていたこと、また、市民の方から懲戒請求を受けたことも踏まえて、弁護士登録を抹消していた期間があります。なお、国立市から、弁護士登録の有無に関する要望は特にありませんでした。

**松下** 私は、弁護士登録を維持していましたが、周りの職員の方は、私が弁護士であるという扱いでいらっしまったので、維持しておいて良かったと思っています。

**武井** 私も、弁護士登録は維持したままですが、

弁護士会の研修を受けたりできますし、登録していることのメリットもあると思っています。

## 8 任期満了後の展望について

**中澤** 私は、自治体勤務経験のあるほかの弁護士と一般民事事件を中心に扱う事務所を立ち上げ、いずれは、その事務所で自治体関係の仕事もお受けしたいと考えています。

**松下** 私は2021年2月に任期を終え、2月1日付で第二東京弁護士会に登録替えをし、東京の事務所に勤務する予定です。事務所は、知的財産分野をはじめとしたいわゆる企業法務ですが、個人事件として行政にかかわるような事件も対応していければいいなと思っています。

**武井** 現時点で、任期を延長するか否かを含めて未定です。ほかの自治体で自治体勤務弁護士になる、省庁等国の機関の任期付公務員となる、独立して事務所を開くなど、様々な可能性があると思っています。

## 9 自治体勤務弁護士として苦勞した点について

**松下** 私が、あくまでも法の見解として、市の施策について可能か不可能かということを経験したつもりではあっても、それが行政上の利益衡量（政策判断）における「実行すべき」との意見として受け止められてしまったことがありました。この経験もあり、コメントは書面で出すようにしていましたし、また、色々な課の職員さんとのコミュニケーションを心掛け、実際に疑問があったら直接私のところに聞きに来てもら

うようにしていました。

**武井** 職員さんから、立ち話のような形で、「ちょっと弁護士としての意見が聞きたい」と言われて受けた相談で、私としては一般論をアドバイスしたつもりであっても、話した趣旨と異なる内容が書面にまとめられて決裁が通されていたことがありました。この経験もあって、基本的には、話した内容については、書面でも送るようにしています。

## 10 自治体勤務弁護士を検討している弁護士へのメッセージ

**武井** 少しでも興味のある先生は、是非、まずは経験された先生に話だけでも聞いてみていただきたいと思います。それでご自身に合った仕事なのかを考えていただければと思います。

**松下** 任期を終えてみて、自治体業務自体は非常に有意義な面白い仕事だったと思います。赴任する自治体によっても、業務内容等は異なると思いますが、現代の自治体ではどこもチャレンジングな業務を抱えていることは間違いありません。弁護士生活を30年ぐらい送るのであれば、そのうちの数年間を費やすというのは非常にいい選択肢だと思います。

**中澤** 自治体の業務は面白く、自分の身近な市町村で「こんなことをやっているんだ」ということがよく分かりますし、福祉部門から建築部門まで幅広い分野で、知らなかったことを学べるため、非常に意義深い仕事と思います。また、市町村の議会は、国政を圧縮したような形になっているため、政治に興味がある方にもお勧めしたいです。

